

議第八十八号

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年六月二十三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項中「児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」を「人材育成センター」（以下「人材育成センター」に改め、同項第三号及び第四号中「養成所」を「人材育成センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。